

議事2

上北手地区および太平木曽石地区における代替交通の運行について

平成22年3月31日の上北手線、中北手線、木曽石線の廃止意向を受けて、上北手地区および太平木曽石地区において、地域の関係者を委員とする研究会の設置および地域関係者との協議を経て、以下の1～3の事項を取り決め、もって生活交通が確保できるものとして協議するものです。

1 路線又は営業区域

上北手線 木曽石線

別紙図面のとおり

2 運行系統又は運送の区間

路線 (系統名)	起点	主な経過地	終点	距離 (km)
上北手①	秋田赤十字病院		古野回転地	5.1
上北手②	秋田赤十字病院	大山田、防谷	古野回転地	10.0
上北手③	百崎		古野回転地	7.0
上北手④	百崎	大山田、防谷	古野回転地	11.9
上北手⑤	百崎		秋田赤十字病院	1.9
上北手⑥	大平台三丁目		上小山田	5.0
木曽石	八田上丁		木曽石	4.6

3 運賃(料金)の種類、額および適用方法

(1)上北手線および木曾石線の運賃(料金)の種類、額
別紙1のとおり

(2)上北手線および木曾石線の運賃(料金)の適用方法

- ① 上北手線および木曾石線において、小児片道普通旅客運賃は、大人片道旅客運賃の半額とする。
- ② 上北手線および木曾石線において、秋田市が発行している高齢者専用回数券(ゆうゆう券)および福祉特別乗車証の使用を可能とする。
- ③ 運賃の計算方法については、平成13年12月5日 国自旅第118号国土交通省自動車交通局長通達「一般乗合旅客自動車運送業の運賃および料金に関する制度」に準ずる。

4 その他

(1)運行形態

上北手線、木曾石線とも、ジャンボタクシーを使用した定時定路運行とする。

(2)運行本数およびダイヤ

運行本数については、利用時間や利用者数を十分考慮し、適切なものとする。
ダイヤについては、可能な限り、接続する路線バスとの乗り継ぎに配慮する。

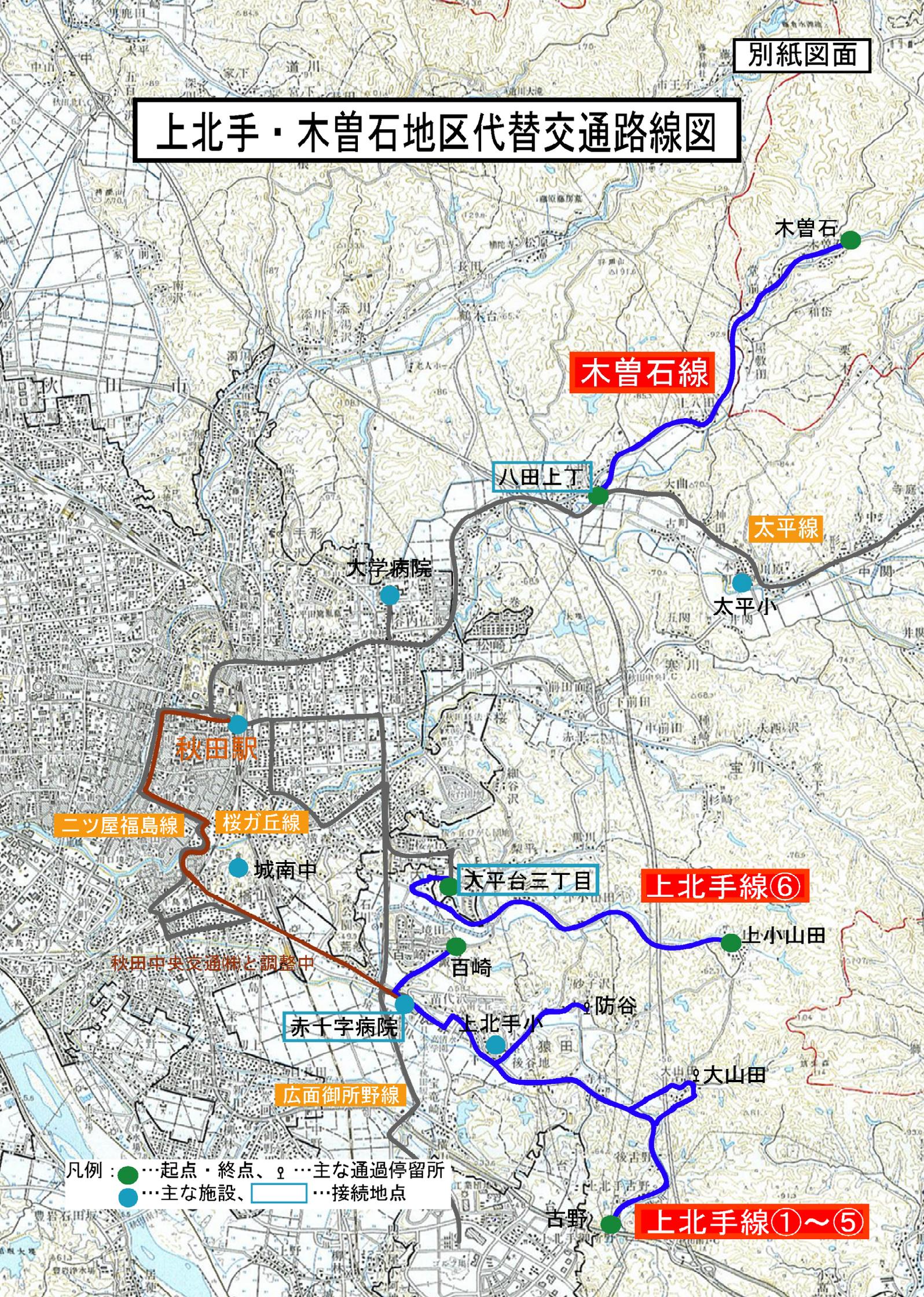
(2) 上北手線⑥

三 丁 目	大 平 台	関 上	大 杉 沢	下 小 山 田	中 小 山 田	上 小 山 田	
						160	
		160	170	160	170	160	1.4
		0.8	1.4	0.6	2.0	160	2.0
		160	160	160	160	200	2.8
		1.1	1.9	1.9	2.5	190	2.5
		160	170	210	230	290	3.9
		1.1	2.2	3.0	3.6	290	5.0

(3) 木曾石線

木 曾 石	堂 の 前	和 岱	仁 部 上 丁	仁 部 下 丁	藤 崎	八 田 上 丁	
						160	
		160	160	160	160	160	0.3
		0.2	1.4	1.2	1.5	160	1.5
		160	160	160	160	160	1.7
		1.4	1.6	2.8	3.1	200	2.8
		160	160	160	210	230	3.1
		0.3	1.7	1.9	3.1	210	3.4
		160	160	200	210	260	4.6
		1.2	1.5	2.9	3.1	260	4.6

上北手・木曾石地区代替交通路線図



木曾石線

八田上下

太平線

太平小

秋田駅

三ツ屋福島線

桜が丘線

城南中

太平台三丁目

上北手線⑥

上小山田

秋田中央交通梯と調整中

百崎

赤十字病院

上北手小

防谷

大山田

広面御所野線

凡例：
 ● …起点・終点、○ …主な通過停留所
 ● …主な施設、□ …接続地点

上北手線①～⑤